平成２２年（フ）第７５号
福島県双葉郡川内村大字下川内字平沢62番地の３
債務者　志田　朱理
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３９１号
大阪府泉佐野市長滝2239番地
債務者　村尾惠美子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
兵庫県加東市藪121番地１
債務者　清水　誠二
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１３１号
香川県高松市香川町大野1925番地20
債務者　宮下　文仁
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１４８号
香川県高松市三条町525番地財団法人大西精神衛生研究所生活訓練施設若葉寮、住民票上の住所香川県高松市香川町川内原76番地３
債務者　小田　眞則
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１５６号
香川県小豆郡小豆島町草壁本町220番地17町営草壁公営住宅うし棟107号室
債務者　稲木　二美（旧姓松木）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３８号
兵庫県相生市大谷町１番８号
債務者　嶋村建設こと　嶋村　慈人
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３１３号
兵庫県加古郡播磨町宮北１丁目16番４―204号
債務者　芦刈　智子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９５号
山口県周南市大字下上1461番地の９
債務者　木原　大介
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第９７号
山口県周南市大字久米坂本西718―１　ハイツ藤井Ｃ―105、住民票上の住所山口県周南市大字久米718番地の１　ハイツ藤井Ｃ―105号
債務者　筆吉　由行
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第３１１号
熊本市上ノ郷２丁目６番５号
債務者　小川　美樹
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１４９号
千葉県船橋市東船橋３丁目13番７―304号
債務者　村木　正子（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２１９号
千葉県市原市千種２丁目７番地29
債務者　金崎　里美（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３２８号
千葉県船橋市習志野台５丁目８番５号
債務者　西山　玲子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４００号
千葉県船橋市前原西４丁目12番18号
債務者　宮崎　圭介
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４１０号
千葉県市川市大野町４丁目3196番地４、住民票上の住所東京都葛飾区西新小岩３丁目31番２号
債務者　大澤　章雄
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４１４号
千葉県市川市東大和田１丁目25番２号
債務者　難波　　優
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係